

必修講習「名ばかり店長」業務日誌

◇◇教員免許更新制に回転海老名固め!!◇◇

山崎 雄介（群馬大学大学院教育学研究科）

0. 「教員免許更新制」に対する私の立場

→別紙参照（『現代教育科学』09年6月号掲載の拙稿を添付）

1. 群馬大学の「更新講習」準備状況

(1) 予備講習

2008年度、「予備講習」を160名規模（選択講習のみ161名）で開催（前橋、太田の2会場）。必修講習2クラス、選択講習22講座を開講。修了認定合格率は、必修100%、選択99.7%（ちなみに全国的には、予備講習「必修講習」の合格率は99.93%）。5月末から5週連続の土日（各受講者は土曜、日曜いずれかが5週連続でつぶれることになる）という日程設定も含め、受講者からはさまざまな不満が表明された。

(2) 本実施にむけて——必修講習テキスト作成——

2008年11月、「教員免許状更新講習開発委託事業プログラム（第3次）」*にエントリー、採択され、大学院教職リーダー専攻・学部学校教育講座メンバーを中心に必修講習用テキストおよび修了認定課題・評価規準・基準例を作成することを決定。①「最新の教育事情」という講習の性格から、内容のアップデートが頻繁に必要となること、②更新制などという不浄な制度に乗っかって「商売」することは学問的良心が許さないこと、などから、出版社から単行本で出すことはせず、地元の印刷屋で印刷・製本のみ依頼する形態にすることで山崎がとりまとめを行った（執筆者は計6名）。

テキスト『教育の最新事情と教育現場の課題』は08年度内にめでたく(?)完成、関係大学等に送付。年度が明けたところで誤記等を修正したものをあらためて印刷、本番で使用。

*予備講習の実施を通じたプログラム開発が中心だった第2次までに対し、「①試行の成果等を全国又は地域の他大学等との間で検討、周知するためのシンポジウム等の開催、②試行により開発した教材等や講習開設マニュアル等について関係者間で周知、検討するための取組、③学習指導要領の改訂や喫緊の教育課題に対応するための知識技能を修得させる更新講習カリキュラムの研究・開発/例) 小学校外国語活動、理科授業の充実等」が第3次の公募内容。群大の場合は②へのエントリーということになる。ちなみに群大についての予算は約100万円（印刷費、執筆者謝金、郵送料などに使用）。

(3) 講習開設の方針——必修講習を中心に——

周知のように、予備講習では「募集定員が少なすぎて、申し込んでも申し込んでも受けられない」「遠方で開かれるものも含め複数の開催地でのものをハシゴしてようやく 30 時間分をそろえた」等の不満・苦労話があちこちで聞かれた。そこで必修講習本実施にあたっては、『満員で受けられない』というストレスをできるだけ先生方に与えないことを最優先に（講座で議論したというよりは、山崎が強くそう主張して）、以下のようにクラスを編成し、担当者のシフトを決定した。

8月10日～11日 定員 200 人×2クラス

8月13日～14日 同上

8月17日～18日 同上

8月20日～21日 同上

10月24日・31日（土曜日） 定員 200 人×1クラス

11月28日・12月5日（土曜日） 同上

計 2,000 人のキャパ（県教委試算では、単年度の受講者の最大値が 1,800～1,900 名程度）

一方、選択講習については、クラス当たりの定員を原則 40 名、事情により上限は 60 名、下限は 30 名（唯一、「邦楽器を含む器楽のアイデア」のみ楽器の数の関係で 26 名）で計 117 講習（定員計 5,852 名——手計算なので間違いの可能性あり——）を開催することを決定した。

必修、選択いずれも、純粋に量的な単純計算では県全体のニーズを賄えるだけのキャパシティを準備したことになる。しかし、後述のように、こうした大学側の思惑は蓋を開けてみると大外れに終わる。

なお、必修講習については、1 クラスあたり 3 時間ずつ 4 名で担当することとした。2 クラス開講の場合、各担当者は午前・午後同一内容を別のクラスで講義することになる。担当者の内訳は、大学院教職リーダー専攻（教職大学院）・学部学校教育講座の専任教員 11 名＋学部他講座所属教員 4 名＋教職大学院「みなし教員」（専任教員なみのコマ数と研究指導を担当する非常勤の実務家教員）2 名、計 17 名であった。

群馬大学では、更新講習開講にあたり、一応全学的な委員会をつくり、他学部・研究科（医学研究科、工学研究科、社会情報学部）にも協力要請を行ったが、今年度については工学研究科からの 2 講習と社会情報学部からの 1 講習（すべて選択）提供にとどまり、ほとんどは教育学研究科・教育学部教員による開講（うち、ごく一部は教育学部教員と他大学等教員の T T）であった。

(4) 閑古鳥飛んでいく南の空へ♪——応募状況——

以上のように準備万端(?) 整え、年度明けに募集が開始された。群馬大学の場合、4 月 27 日から 5 月 18 日を申込期間としたが、結果は惨憺たるものであった。まず、必修講習の状況は以下である。

8/10~11	200人×2クラス	(以下8月中の募集人員はすべて同じ)	募集
	→申込	人	
8/13~14	→申込	人	
8/17~18	→申込	人	
8/20~21	→申込	人	
10/24・31	200人×1クラス	→申込	人
11/28・12/5	200人×1クラス	→申込	人

以上から、各クラスの募集人員を200人として計算すると定員充足率は40.5%であった。これをうけて、2クラス開講予定の8月については、応募者が160名を超えた8月10~11日開講のみ予定通り2クラス開講、他は1クラスでの開講とした。

一方、選択講習については、群馬大学の場合、最少催行人員を8名とし、応募者数がこれに満たないものを不開講とした。その結果、開設予定117講習中、じつに講習が最少催行人員に達せず不開講となった。開講された講習全体の定員充足率は41.03%であった。

周知のように、こうした状況はひとり群馬大学のみのものでなく、全国的に応募者数の少なさが話題になった。たとえば2009年8月4日付産経「新聞」(←カッコの位置は誤記ではなく意図的なものです)は以下のように状況を伝えている。

■専門性高いほど×

文部科学省によると、教員免許更新講習を実施するのは計510大学。このうち通信制を除くと、最新の教育政策などを学ぶ「必修領域」の実施は315大学901講習、教科ごとの指導法などを学ぶ「選択領域」の実施は496大学8540講習にのぼる。

だが、文科省の5月末時点のまとめでは、定員に対する申込者数は必修領域が約6割、選択領域が約4割で、大幅な定員割れ。39大学が申込者がゼロや10人以下だったとして、選択領域の228講習を中止した。

横浜国立大(横浜市)では、当初は申込者が1人でも講習を実施する意向だったが、経済情勢から方針を転換。104講習のうち約1割の申込者5人以下の講習については、別の授業に振り替えてもらうなどして中止する。今後もこうした大学が増える見込みだ。

中止が決定した講習で目立ったのは「素粒子物理学の発展」(弘前大)や「■■■」(群馬大[→同僚のことなので具体名はご勘弁を：山崎])など、専門性が高かったり特定教科に特化したもので、申込者はゼロ~数人。これに対し、カウンセリングや発達障害など、教員が教育現場で対応を迫られている講習は、定員の9割を占めるほどの好調ぶりだという。

「部活や生徒指導で多忙な中で受ける講習は、現場ですぐに実践できるものでなければ意味がない」と都内の教員関係者。

こうした状況に文科省も危機感を覚え、大学、教委等に受講者拡大にむけたはたらきかけを要請するとともに、メールマガジン『初中教育ニュース』121号(2009.6.12)で、以下のように現場に直接メッセージを発信した。

先日、免許状更新講習を開設する大学等に協力いただいて、平成23年3月31日に修了確認期限を迎える方の受講申込状況(5月29日時点)を調査し、その結果をとりまとめました。

……中略……

この調査によると、受講申込者数(延べ数)の合計が、必修領域について約5万人、選択領域

については約13万人という結果となっています。

選択領域については、お一人の方が複数の講習を申し込む場合も多いと思いますので、必修領域の申込者数である約5万人が実際に受講の申込みをされた方の数に近いものと考えられます。

今年、受講対象となっている人数を約9万人と見込んだ場合、昨年実施した予備講習を受講して履修認定を受けた方が必修領域で1万人以上いらっしゃいますので、これから更新講習を受講される対象の方は8万人弱と考えられます。

つまり、全国で2万人以上の方が、まだ更新講習の受講を申し込んでいないということになります。

もちろん、更新講習の受講期間は2年間ありますので、来年度に受講することも可能ですが、来年2月以降は、次の修了確認期限（平成24年3月31日）の方々も受講し始めるため、多少混雑することになるかもしれません。受講の申込みをされていない方は、もし、ご都合がつくようであれば、比較的余裕のある今年度（平成21年度）のうちに更新講習を受講・修了していただき、更新手続を済ませていただければと思います。

これをうけて、群馬大学では、秋季の土曜日開催の講習について追加募集を行うことを決定し、現在募集中である。ただし、必修講習2講習はともかく、選択講習については講習しか選択肢がなく、実効性がどれだけあるかはいささか心配ではある。

(5)もうひとつの「お仕事」——代打シフト組み

開講クラス数も決定し、あとは実施を待つだけかと思った7月ごろ、もう1つ仕事が舞いこんできた。「必修講習については受講者が多いこともあり、講師に事故があった場合に『ごめんなさい中止です』というわけにもいかないのです、全日程について、それぞれの担当者の『代打』を用意してほしい」とのお達しである。さすがにこれについては学外の先生にお願いするわけにはいかないのです、学内の15名をやりくりして「代打」のシフトを組むことになった。多くの先生は（内心どう思っているかはともかく）快く（？）応じていただいたが、一部強い抵抗というか不平不満というかが「名ばかり店長」山崎にぶつけられるという一幕もあった。

2. 私自身の講習から

(1)群馬大学「必修講習」の概要

群馬大学の必修講習は、以下のような内容からなっている（シラバスより。全日程同一のもの）。

講習の概要：最新の教育事情を、(1)教育についての省察、(2)子どもの変化についての理解、(3)教育政策の動向についての理解、(4)学校の内外での連携協力についての理解、という柱立てで学修していく（項目の順序はクラスにより前後する）。

講習の展開：

第1日（11月28日）

第1時限 子どもの発達に関する課題

第2時限 子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導のあり方

—— 上記(2)

- 第3時限 各種教育課題に対する組織的対応のあり方 ————
第4時限 学校における危機管理上の課題 ———— 上記(4)
- 第2日 (12月5日)
- 第1時限 学校をめぐる状況変化 ———— 上記(1)
第2時限 専門職たる教員の役割 ————
第3時限 学習指導要領改訂等の動向 ———— 上記(3)
第4時限 その他教育改革の動向 ————

(2)山崎自身の講習(8/11「教育政策の動向についての理解」)から

①「更新制」および教育政策への批判的視点の提示

昨年度「予備講習」を担当した時(『人間と教育』59号に実践記録を寄せたので、よろしければご一読を)もそうだったけれども、更新制そのもの(および教育政策全般)への批判的な視点は随所に盛りこもうと考え、テキスト執筆や講習実施にとりくんだ。たとえば、前述のテキストで山崎が執筆を担当した「教育政策の動向についての理解」から何箇所か拾ってみる。

〔「道徳教育強化」についての件〕こうした方針をどのように実践に反映させるかについては現場の創意工夫によるところが大きいけれども、ここでは1点のみ、道徳教育が陥りがちな傾向に注意を喚起しておきたい。それは、「知徳二元論」「反知性主義」ともいうべき傾向である。

たとえば、「善悪をわきまえる感覚が、常に知育に優先して存在することを忘れてはならない」(「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」2000年12月)という主張があるけれども、これは本当だろうか。ある行為・事実についての「善悪」を判断すること、あるいは自ら「善く行為する／悪く行為しない」ことを、その行為・事実の短期的・長期的(あるいは顕在的・潜在的)帰結や自他への影響についての「知」「認識」の支えなしに行うことが本当に可能なのだろうか。

〔06年教育基本法についての件〕しかし、こうした個々の特徴[いわゆる「愛国心」条項など教育目的・目標の詳細化]に比して、それをも規定している新法の基本原理には、教育法学界を除いてはあまり注目が集まっていないようである。それは、教育行政のあり方を規定した新法第16条第1項「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」という規定に端的に示された、教育行政の「法律主義」である。

こうした原理のもとでは、教育にかかわる法案・政策を審議(場合によっては提案)する立法院、政策を提案し、あるいは成立した法律にもとづいて教育行政を進める行政府の構成員諸氏には、教育の条理や、もろもろの施策の及ぼす正負の効果に対する深い認識がかって以上に求められることになる(当事者にその自覚があるかについては、いささかの疑念なしとしないけれども)。

さらに、昨年の「予備講習」に続き、別途用意したレジュメの冒頭には、「教員の地位に関する勧告」から「更新制」の不当さを端的に示す以下2項を引用しておいた。

46 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。

85 教員は価値のある専門家であるから、教員の仕事は、教員の時間と労力が浪費されないように組織され援助されなければならない。

②講習の第一声——まずはお詫びから——

実際の講義にあたり、さてなんと切り出したものやら迷いが続いていたが、結局、午前・午後の2回興行とも、「『教員免許更新制』という有害無益な制度を阻止できなかったことについて、関連大学の構成員としてお詫びします」の一言から話を始めた。ちなみに、前日に講義をした某先生が、最後に「この制度が一刻も早く廃止されることを願っています」と言ったところ会場から拍手が起こったとのことであるが、私の上記の台詞に対しては、2日目でみなさんお疲れだったのかどうか、失笑？が起こった程度であった。

とはいえ、更新制自体が実にくだらない制度だとの認識を最初に出したことで、受講者との間で一定の共感というか、「共犯関係」的な空気はできたと思われる。

③新学習指導要領の強調点をめぐって——民間教育運動の蓄積に学んで——

先に紹介したように、必修講習については、「ストレスなく申し込める」ことを優先したことの半面、マスプロ講義であることは否めない。そこで、せめて具体的な実践事例をできるだけ紹介することを目指し、テキスト・レジュメ（A4判10ページ、両面印刷なので5枚）以外にも補足資料を用意したが、これがA4判20枚以上にも及び、280名分を印刷するのに死ぬ思いをした（テキストは事務が手配してくれたが、レジュメ類は授業担当者各自が印刷する）。

補助資料で紹介したのは、たとえば新学習指導要領「各教科での言語活動」「表現力」をめぐって、鈴木正気氏『川口港から外港へ』（草土文化、1979年）、仲本正夫氏『新・学力への挑戦』（かもがわ出版、2005年）の一部、「キャリア教育」をめぐって、新谷威氏ほか『中学・高校「働くルール」の学習』（きょういくネット、2005年）などである。

また逆に、ある種の「反面教師」として、河田孝文氏監修『TOSS 道徳「心の教育」26 日本人の気概を育てる道徳授業』（明治図書、2008年）を紹介した（反知性主義「道徳授業」がいかに社会認識を矮小化するかの事例）。

さらに、映像資料として、「3年B組金八先生」のエピソード「白紙答案の波紋」（1980.12放映）から、金八先生が乾先生に「数学問題のつまらぬ落とし穴に引っかかるのは読解力がないからだ」とやり込められる場面と、山崎自身が某附属小学校の公開授業を録画したものを上映した（いずれも「言語活動の充実」にかかわって）。

【おまけ——私のスローガンについて】

（Sponichi Annex ニュース <http://www.sponichi.co.jp/battle/news/2008/12/31/01.html> より記事のリード部分を引用）